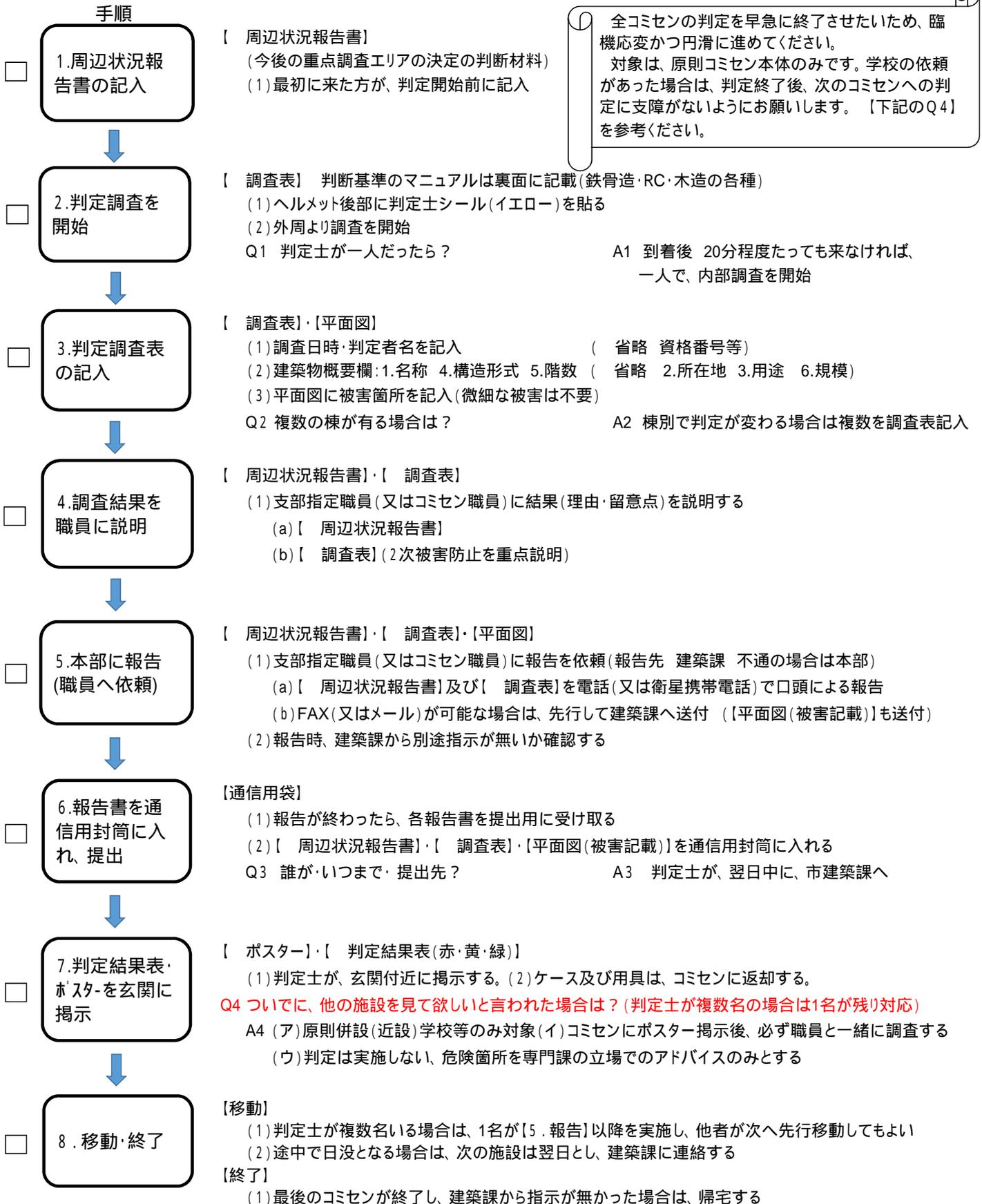


コミセンの判定実施の手順について(最初にお読みください。)

酒田市建設部建築課【元年度版】

下記の手順に従い実施ください。



全コミセンの判定を早急に終了させたいため、臨機応変かつ円滑に進めてください。
対象は、原則コミセン本体のみです。学校の依頼があった場合は、判定終了後、次のコミセンへの判定に支障がないようにお願いします。【下記のQ4】を参考ください。

コミセンの判定実施の手順について

0. 準備

- 0-1. コミセン職員より判定用具ケースを受け取る。
用具ケースが不明又は取り出し不可の場合は市建築課へ連絡する。



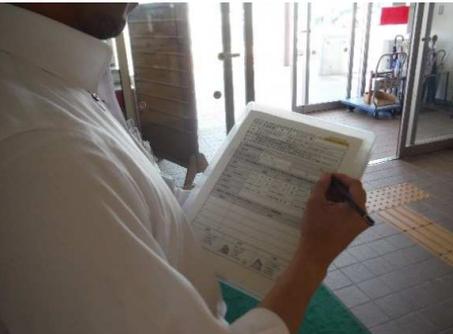
- 0-2. ケースの中には以下の物が入っています。



- 0-3. ケースから「判定士用」と記載されたファイルを取り出し、手順を確認する。



1. 周辺状況報告書の記入（最初に到着した判定士）



2. 判定調査を開始

- 2-1. ヘルメットに判定士シールを貼る。



- 2-2. 外部から判定調査を行う。
※判定士が3人以上いる場合、1人は次の担当コミセンに移動する等の対応可



- 2-3. 内部の判定調査を行う。



- 2-4. 傾斜を測定する時は、下げ振り等を使用する。
※下げ振りには60cm、120cmの位置に印がついています。



3. 判定調査表の記入

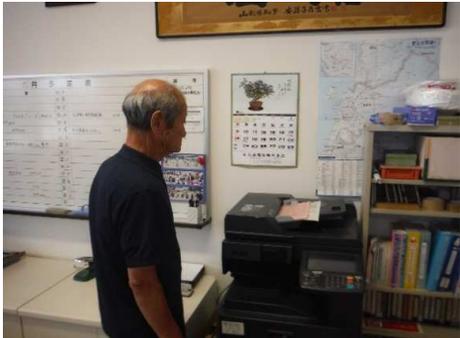


4. 調査結果を職員に説明



5. 本部に報告（職員へ依頼）

5-1. FAXが使用可能な場合は、市建築課へ送付



5-2. 電話又は災害対策用の衛星電話で市建築課に報告（不通の場合は本部へ報告）
他の指示が無いが確認する。



6. 報告書を通信用封筒に入れ、翌日まで市建築 へ提出



7. 判定結果表・ポスターを玄関に掲示



8. 判定用具ケースをコミセンに戻し、次の担当コミ センに移動